



発行者：郡山市雇用政策課

TEL 024-924-2261 [koyouseisaku@city.koriyama.lg.jp](mailto:koyouseisaku@city.koriyama.lg.jp)

## 『やってみっぺ「ハロートレーニング」～急がば学べ～』のご案内

ハロートレーニング（公共職業訓練、求職者支援訓練）は、希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる公的制度です。

職業訓練によるスキルアップを通して、早期就職を目指しましょう。

### 公共職業訓練・・・主に雇用保険を受給している方を対象とした訓練制度

訓練期間：3か月～2年

実施機関：国（ポリテクセンター）、県（職業能力開発校）、民間教育訓練機関

※在職者や高等学校卒業者の方などを対象とした高度な職業スキルや知識を習得するための訓練も実施しています（原則、有料）。

### 求職者職業訓練・・・主に雇用保険を受給できない方を対象とした訓練制度

訓練期間：2～6か月

実施機関：民間教育訓練機関

※新型コロナウイルスの影響を受けシフトが減少した方や、休業を余儀なくされている方などが、働きながら訓練を受講できる特例措置があります。（詳しくは、福島労働局のウェブサイトをご覧ください。）

### 公共職業訓練、求職者職業訓練は、

- ・訓練受講料は、**無料**です！（テキスト代等自己負担）
- ・雇用保険又は職業訓練給付金が支給される制度があります。（ただし、要件があります。）
- ・仕事に役立つ**資格取得**のチャンスがあります！
- ・訓練中・訓練終了後も**ハローワーク**が積極的に個別の**就職支援**をします！
- ・子育て中の方には、**無料託児サービス付訓練**もあります！子育てを理由にスキルアップや興味のある仕事への就職をあきらめていた方も対象です！

**お問合せ**

ハローワーク郡山 職業訓練窓口 TEL：024-942-8609（43#）



## 福島県最低賃金が改定されました

最低賃金制度は、働くすべての人に賃金の最低額（最低賃金額）を補償する制度です。年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、福島県内すべての労働者に適用され、使用者は、その金額以上を支払わなければなりません。

令和3年10月1日から  
時間額 828円

なお、最低賃金には、次の賃金は算入されません。

\*精皆勤、通勤、家族手当

\*時間外、休日の割増賃金及び深夜手当

\*臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

**お問合せ** 福島労働局労働基準部賃金室 [TEL:024-536-4604](tel:024-536-4604)

## 「業務改善助成金」について

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給要件に応じてその費用の一部を助成します。中小企業の皆さん、賃金引き上げを支援する助成金を積極的に利用しましょう。

### ●支給の要件

- ①事業場内最低賃金の引き上げ
- ②引き上げ後の賃金額の支払い
- ③生産性向上に資する機器・設備などを導入
- ④解雇・賃金引下げ等の不交付事由がない など



設備投資等に要した  
費用の一部を助成

※支給要件等の詳細は、厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。



**お問合せ** 業務改善助成金コールセンター TEL:03-6388-6155

## 「郡山市雇用継続支援補助金」に係る補助対象期間の延長について

郡山市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける労働者の雇用を維持するため、「雇用維持支援補助金」「雇用調整助成金等申請支援補助金」の2つの補助金を設け、中小企業等の雇用継続を支援しています。

国において雇用調整助成金等を縮減しつつ特例措置期間が延長されることに伴い、本市も国に準じ、本補助金の補助対象期間を令和3年12月31日まで延長しています。

詳しくは、市のウェブサイトをご覧ください。



「メルマガワーキン Good!」の配信登録者を募集しています！

★登録方法その1★

市ウェブサイトから登録

★登録方法その2★

雇用政策課へメール連絡

郡山市雇用政策課

検索

[koyouseisaku@city.koriyama.lg.jp](mailto:koyouseisaku@city.koriyama.lg.jp)

